

長野県本人確認情報保護審議会 会議録

- 日 時 平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分
- 場 所 長野県庁 議会棟 404、405 号会議室
- 出席委員 徳竹初男委員、高野尾三穂委員、松江英明委員、正木享委員、青木和美委員、澤口久美子委員
- 県出席者 小岩正貴企画振興部長、堀内昭英市町村課長、塩沢宏昭情報政策課長ほか
- 議 題
以下の項目について別紙のとおり審議を行った。

1 議 事

- (1) 会長の選任等について
- (2) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (3) 県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について
- (4) 本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

2 その他

- (1) 市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

【別紙】

(司会)

定刻より若干早いわけですが、皆様お揃いでございますので、ただ今から「長野県本人確認情報保護審議会」を開会いたします。

本日は、6名の委員の皆様全員に御出席をいただいております。「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第8条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

委員の皆様には、今年3月15日付けで御委嘱を申し上げているところでございます。本日は新たな委員さんになられて初めての審議会でございますので、大変恐縮ですが自己紹介をお願いしたいと存じます。御手元にお配りしてあります名簿の順番に従いまして、徳竹委員さんよりよろしく願いいたします。

(委員自己紹介)

(司会)

本日出席しております県の職員を御紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

(司会)

それでは、次第の3番、議事ということで、まず本審議会の会長の選任をお願いしたいと存じます。「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」第7条第1項のとおり、本審議会に会長を置き、委員の互選により選任することと規定されております。

会長の選任について、御意見がございましたら御発言願います。お願いいたします。

(正木委員)

個人情報保護に関して非常に高い見識をお持ちで、かつ県の個人情報保護審査会の会長を務められている徳竹先生が適任かと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

※特段の意見なし

(司会)

ただ今、正木委員から徳竹委員が会長に適任ではないかと御発言をいただきまして、皆様から御賛同をいただいたということでございます。徳竹委員さんに会長をお願いするということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(委員全員)

※異議なし

(司会)

それでは、徳竹委員さんには、お手数ですが、会長席にお着きいただきまして、一言御挨拶

を頂戴したいと存じます。

(徳竹会長)

ただ今、会長に御推挙いただきました、徳竹でございます。委員の皆様のお力をお借りして、会長としての任務を全うしたいと思っていますので、どうぞ御協力の程よろしく願いいたします。

(司会)

これ以後につきましては、条例の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(徳竹会長)

それでは始めに、会長職務代理者の指名を行います。条例第7条3項におきまして、会長が会長職務代理者を指名することとされておりますので、私の方で指名を行います。前の第6期において会長職務代理者をお務めいただきました松江委員をお願いしたいと思います。松江委員さん、よろしいですか。

(松江委員)

はい。

(徳竹会長)

それでは、松江委員に会長職務代理者に就任していただきます。よろしく願いいたします。

以降の議事についての公開・非公開の扱いですけれども、これまで参考資料4ページの「傍聴要領」のとおり扱ってきております。審議会は原則公開としておりまして、本日の会議につきましてもすべて公開する予定でおります。しかし、セキュリティ対策の詳細に関する内容についての議論となり、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められ非公開とする場合には、その都度委員の皆さんにお諮りして決定して参りたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、県の機関における本人確認情報の適正利用について知事が講じた措置について報告を求めます。議事の(2)「本人確認情報の県事務利用状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の説明に対しまして、質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

(委員)

※質問・意見なし

(徳竹会長)

特に御質問、御意見等ございませんので、了承ということでよろしいでしょうか。それでは、

県においては、引き続き適切に事務利用を行ってください。

続きまして、(3)「県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について」事務局から説明してください。

(事務局)

資料2に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ正木委員さん。

(正木委員)

3番目の平成28年度監査結果のところ、自己点検はすべての事務利用機関等ですべて3点、全部OKだったということでしたが、内部監査で2.95というところがあって、ここは自己点検では拾えない部分ということでしょうか。

(事務局)

内部監査を担当した職員にも確認しましたが、事前の研修などで「こういう取組をしてください、この規定はこういう解釈でやってください」というようなことを説明申し上げたのですが、その認識の違いが若干ございまして、私どもの方で「本来ここまでやってください」と意図したところまで実施していただけなかったということで減点となっております。

(正木委員)

そうしますと、今後新しい事務利用機関等が出た場合に皆さんの理解を深めるということで、事前のちょっとその辺の御説明の工夫とか、今回できてなかった部分、「過去にこういうことがありました」みたいな、一つのケーススタディーではないですけれども、そこら辺も踏まえて、改めて事前の説明等をされてはいかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございました。いろいろなやり方があるかと思っております。例えば、最初の自己点検をやる前に、そもそも事務局がある程度関与して、最初の自己点検から3点満点となるような取組をしていくというようなやり方もあるかなとは思っていましたが、今回につきましては、事前の研修はきちんとやらせていただいた上で、まず自分たちの力でどこまでちゃんとできているのか確認することも大事なというような判断から、自己点検までは特に新たな取組はせずに、もし何か減点すべき項目があれば、それは初回の監査できちんと改善していきましょうということで作らせていただいたところでございます。

今、委員さんがおっしゃったような、今後新規事務利用課が増えるときの教育方法として、ケーススタディーというようなことも含めて、そこは更に漏れがないようにということで、取り組んでいきたいと思っております。

(徳竹会長)

よろしいですか。他の委員さん、何かございますでしょうか。

私よく分からないのですけれども、この1点から3点まで付けている調査表というのは、別

冊①に付いている、自己点検の結果以下の監査結果報告書の別表2のことを指すのですか。

(事務局)

運用に関する監査結果報告書の別表2がございます。別冊①をおめくりいただきますと、5枚目のところに別表2がございます。それぞれの点検項目につきまして、自己点検の結果というのが、一番右の列でございます。それぞれの取組の状況によりまして、1点から3点までの得点を付けるということになっております。

(徳竹会長)

1点、2点、3点という取組の状況というのは、2点だと「おおむねできている」とかそういうような評価基準になっているのですか。

(事務局)

今御覧いただいているページで、8ページと付されているページ、ここに1から3までの記述がございますが、3点の場合は、「定められた手続について、関係職員に周知されて、かつ、適切に運用されている」、2点は「実現する手続について、規程等で定められている」、1点は「規程等を常備していない、あるいは定めていない」ということで、こういう区分によりまして、自己点検をしたところでございます。

(徳竹会長)

そういうことですか。自己点検の結果は、全部パーフェクトの3だったけれども、内部監査をやったら、そうでもなかったということですか。

(事務局)

はい。

(徳竹会長)

分かりました。ありがとうございます。他にはよろしいですか。

それでは、この件について、了承ということによろしいでしょうか。

(委員)

※了承

(徳竹会長)

では、次に(4)として、「本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について」事務局から説明してください。

(事務局)

資料3に基づき説明

(徳竹会長)

今の説明について、質問・意見等ございますでしょうか。

どうぞ、松江委員さん。

(松江委員)

情報連携というものが、来年の7月から全国的に始まるわけですね。

(事務局)

情報連携そのものは、29年の7月に全国一斉に開始するというので、今準備を進めているところでございます。

(松江委員)

先ほど御説明いただいたように、長野県でも事務を追加していきたいということですよ。非常に影響が大きいですよ。ですから、これだけセキュリティ対策をしっかりやっていくということで、5ページのところで更にセキュリティ対策を進めていくという御説明でしたけれども、全く新しいことばかりではないですよ、既にやっているのだけれども、更に強化するというのはどれなのでしょう。これら全部を新たにやるということではないと思うのですけれども。

(事務局)

記載しております取組の中で、特に運用面でございますが、いずれも県で定めました規程に基づきまして、既にいずれも取り組んでいる項目でございます。その中でも、今年度の自己点検と内部監査の結果のずれと言いますか、そうしたこともございまして、一番上の職員教育の徹底につきましては、新規事務利用課の職員に対する研修をこれまで以上にきちんとやっていきたいということで、セキュリティ対策を担保したいと考えております。

(松江委員)

分かりました。運用面の②のところですね。先ほど正木委員からも御指摘があったような点のところですよ。

あと一つ教えてください。先ほど6ページの監査人の資格を言われましたけれども、セキュリティ責任者ですとかネットワーク管理者というのは、人事異動により大体どのくらいで変わるものなのでしょうか。

(事務局)

責任者の職員は、2年から3年での異動が平均的な期間となっております。

(松江委員)

分かりました。ありがとうございました。

(徳竹会長)

他にございますでしょうか。

ちょっと基礎的なことを教えてもらいたいのですけれども、マイナンバーカードの交付は全国で約910万枚ですか。長野県が13万枚ということですが、他県と比べると長野県は、平均的なパーセンテージですか。

(事務局)

マイナンバーカードの交付が全国で910万枚ということで、人口に占める割合は約7%。長

野県の場合、約 13 万枚ということで、6%ということになりますので、やや低いという状況です。

(徳竹会長)

来年の7月までに少なくとも全県の半数程度にまでもっていくというような目標とかはあるのですか。

(事務局)

目標というのは、特別定めておりませんが、今の見込みからいきますと、人口比で6%から半数までというのは、ちょっと難しいと考えております。

マイナンバーカードの交付がなくても、事務利用という面では利用はできますので、問題はないと考えております。ただ、今マイナンバーカードを持っているメリットというものが、あまり見受けられないということで、国の方でもカードのメリットをこれから高めようということで、いろいろやっております。例えば、マイナンバーカードを使えば、コンビニで住民票の写しの交付を受けることができるというようなことも進められておまして、長野市でもこの11月からコンビニ交付ができるようになったということでございます。

(徳竹会長)

住基ネットのことがよく分かっていないので、教えてもらいたいのですけれども、住基ネットの担当というのは、担当者が指定されていて、その人だけがやるという形ですか。それとも、課でやるということですか。

(事務局)

職員を指定した上で、やっております。

(徳竹会長)

指定でやっているのですか。先ほど言われた教育というのは、新たに人事異動でその担当に指定された人に対する教育ということですか。

(事務局)

そうです。

(徳竹会長)

では、その指定された人以外の人というのは、住基ネットのシステムの利用が技術的にもできないようになっているのですか。

(事務局)

基本的に事務利用課につきましては、課でおおむね一人か二人が担当者として利用できるという形になります。先ほどちょっと説明しておりますが、生体認証というのが住基ネットを使うときに必要となります。その登録をした人間でないと住基ネットを使うことができないという形なので、技術的にも不可能です。

(徳竹会長)

生体認証でやっているのですか。

(事務局)

本庁の場合ですと、住基ネットを扱う端末というのが、別室で管理されておりまして、その入退室管理というの厳格にやっておりますので、そこで二重、三重のセキュリティを施している状況でございます。

(徳竹会長)

そうですね、ありがとうございました。

新たに条例に基づき、利用拡大という案も出てますけれども、これらについて特段御意見等ございますか。青木委員さん、よろしいですか。特に問題ないということで。

他に何かございますか。よろしいですか。それでは、利用拡大とセキュリティ双方について、了承ということでよろしいですかね。

(委員)

※了承

(徳竹会長)

それでは以上で、議事は終了ということになります。

次に、4の「その他」報告事項になりますが、(1)「市町村における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について」事務局から説明してください。

(事務局)

資料4に基づき説明

(徳竹会長)

ただ今の説明に対しまして、何か質問・御意見等ございますでしょうか。市町村の方、よろしいですか。特にないようですので、これも終了ということにさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました内容はすべて終了ということになりますので、事務局の方に進行をお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。スムーズに進行していただきまして、ありがとうございました。小岩部長から御挨拶申し上げます。

(小岩企画振興部長)

企画振興部長の小岩でございます。本日は、ありがとうございます。

本日、審議会を開催させていただきましたけれども、最後に私の方から御礼を兼ねて、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、また大変御熱心に御議論いただきまして、たくさんの案件があったと思っておりますけれども、スムーズに会議を進行していただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、住基ネットにつきましては、稼働から14年が経過したところでございます。また、マイナンバーにつきましては、いよいよ来年からは、本格稼働ということで個人情報を含めた様々なデータの利活用が進んでいくということが、間近になってきております。

今日いただきました御意見等も十分踏まえながら、我々事務方としても万全を期して参りたいと考えておりますので、是非今後とも引き続き御指導いただければ、幸いです。

非常に簡単ではございますけれども、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。